

## 船員法施行規則の一部改正について

平成19年10月  
海事局運航労務課

### 1. クレーン船等事故の再発防止対策

#### (1) 背景

本年7月に長崎県平戸瀬戸において、クレーン船が渡海高圧送電線を切断した上に橋梁に接触する事故が発生し、平戸市などで3万世帯が停電するとともに橋梁も一時通行止めとなる事態となりました。同様のクレーン船等による送電線切断事故は、昨年8月に東京都と千葉県の間を流れる旧江戸川においても発生し、公共機関をはじめとした都市機能が多大な影響を受けました。これらの事故がもたらした社会的経済的影響を鑑み、また、現に同様の事故が再発する危険性があることから、クレーン等を装備した船舶による送電線・橋梁下等通過時の事故の再発防止対策を早急に講じる必要があります。

そこで、今回の事故は、発航前にクレーン等を収納することを失念したことが直接的な原因ではありますが、発航前にクレーン等の収納状況を確認する規定はないため、再発防止策としてこれを新たに規定することを予定しています。また、船舶に装備したクレーン等が橋梁等の構造物と接触した場合、転覆や他船との接触等の事故を引き起こすおそれがあることから、航行の安全確保の観点からもクレーン等を上げたままでの航行を禁止することを予定しています。

#### (2) 改正の概要

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。）第2条の2に掲げる発航前の検査項目として、クレーン等の収納状況について確認すべきことを検討しています。また、船員法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）第14条の4に基づく航海の安全に関し、船長の遵守すべき事項として、航行中はクレーン等を安全な位置に収納すべきことを規則に定めることを検討しています。

### 2. 健康証明書検査項目の見直し

#### (1) 背景

法第83条の規定により、船舶所有者は、船内労働に適したことを証明した健康証明書を持たない船員を乗組ませはならないこととされています。健康証明書の健康検査の項目は、作業関連疾患である脳・心臓疾患等に適切に対応するという観点から、随時その項目を見直してきているところですが、今般、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病対策に関して新たな医学的知見が得られたことから、規則に定める健康診査の項目について見直しを行います。

#### (2) 改正の概要

規則第55条に規定される健康証明書に関する検査項目について、「腹囲」を追加するほか、「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）」に変更することを検討しています。

### 3. 労使協定の届出先について運輸支局及び海事事務所の追加

#### (1) 背景

労使協定の届出の受理等の手続きについては、法第121条の4第1項の規定により所轄地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）において行っており、運輸支局又は海事事務所においては、規則第78条の4の規定に基づきその経由事務を行っています。当該事務手続きについて、利用者の利便性を向上させるとともに、事務の簡素化及び合理化を図るため、地方運輸局に加え運輸支局及び海事事務所においても届出を受理できるものとしします。

#### (2) 改正の概要

規則第16条の2、第42条の9の2及び第42条の10それぞれに規定される貯蓄金の管理に関する協定、時間外労働に関する協定及び補償休日の労働に関する協定の届出先について、運輸支局及び海事事務所を追加することを検討しています。

### 4. 標準報酬表の見直し

#### (1) 背景

法第10章の規定により、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかった場合等においては、船舶所有者は当該船員に対して災害補償の給付を行うことが義務付けられています。船員の災害補償の給付については、支払額の算定の基準として当該給付を受ける者の報酬月額に基づき標準報酬を定め、これにより当該給付を行うこととされています。現行の標準報酬月額の最低等級及び最高等級については、その上下の等級と比べて多くの船員が該当していること等を踏まえ、標準報酬月額について上下限の範囲を拡大する見直しを行うことを検討しています。

#### (2) 改正の概要

船員法施行規則に規定される標準報酬表（第6号表）の最高等級の上及び最低等級の下にそれぞれ4等級を追加する等その他所要の改正を検討しています。

#### <スケジュール（予定）>

- ・ 公 布 平成19年12月1日
- ・ 施 行（1. 4. について） 平成20年1月1日
- （2. 3. について） 平成20年4月1日